

## 鳥取県県土整備部若手優良技術者に係る表彰要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、県土整備部（各総合事務所県土整備局、各県土整備事務所及び鳥取港湾事務所を含む。以下同じ。）が発注した測量等業務のうち、業務成績評定点が優良業務と同等の成績を収めたもののうち、40歳未満の技術者が履行した測量等業務の技術者（以下「若手技術者」という。）を表彰することにより、若手技術者のモチベーション向上を図るとともに、建設コンサルタント業界全体の活性化に資することを目的とする。

### (表彰基準)

第2条 表彰は、次の各号の全てに該当するものに対して行う。

- (1) 表彰年度当初時点において40歳未満の技術者であること。
- (2) 管理技術者、主任技術者及び主任担当者のいずれかとして業務に従事した技術者であること。
- (3) 技術者状況調査報告により県に登録された技術者であること。
- (4) 過去に本表彰を受賞していない技術者であること。

### (対象業務)

第3条 表彰の審査対象は、次の各号に掲げる全ての条件を具備する測量等業務（以下「対象業務」という。）とする。

- (1) 県土整備部が発注し、かつ、発注時点の委託設計金額が500万円以上のものであること。
- (2) 表彰の日に属する年度の前年度に鳥取県測量等業務検査要綱（平成19年7月11日付第200700062336号県土整備部長）に基づき完了検査を行い、かつ、その結果に基づく成績評定が行われたものであること。
- (3) 成績評定の総合評定点が最も高いものから順に数えて業務件数が土木関係建設コンサルタント部門で40件程度、測量等部門で20件程度となる総合評定点以上のものであること。

### (表彰の決定)

第4条 県土整備部長は、前条の規定により選定された業務について、第2条に規定する表彰基準の要件を満たしている技術者であることを確認の上、表彰予定者を決定するものとする。

### (表彰の取消)

第5条 前条の決定の日から表彰の日までに表彰予定者が関連する各種法令等による行政処分及び資格停止等を受けた場合は、表彰決定を取り消すものとする。

### 附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。